

指名競争入札参加資格審査申請書の
提出についての説明書

(物品・役務等関係)

米子市総務部契約検査課

令和5年度において米子市が発注する製造の請負、物品の売買及び修理、役務の提供並びに物品の賃貸の指名競争入札に参加を希望される方は、次とおり関係書類を提出の上、審査を受けてください。

記

1 申請書の受付期間

令和4年12月1日（木）から令和5年1月31日（火）まで（米子市の休日を定める条例（平成17年米子市条例第4号）第2条第1項に規定する市の休日を除きます。）

年度途中での随時受付は行っていませんので、令和5年度からの登録を希望される方は、上記受付期間内に申請手続をお願いします。

2 申請書の受付時間

午前9時から午後4時30分まで

3 申請書の提出先

〒683-8686

鳥取県米子市加茂町一丁目1番地

米子市総務部契約検査課

電話 0859-23-5365

FAX 0859-23-5368

4 提出書類及び提出部数

(1) 指名競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）・・・1部

(2) 添付書類・・・各1部

※役員等調書兼照会承諾書（様式第8号）については、2部提出してください。（1部は写しでも可）

※物品・役務等入札参加資格申請書類一覧表（様式第2号）により添付書類を確認の上、提出してください。●印は必ず提出してい

ただく書類、○印は必要に応じて提出していただく書類です。

5 提出方法

総務部契約検査課に直接持参又は郵送してください。郵送の場合は、令和5年1月31日必着です。

なお、提出書類は、指名競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）を上にし、第7項に掲げる添付書類の番号順にクリップ留めにして提出してください。ファイルとしての製本は、不要です。

※電子メールでの申請は、受け付けません。

6 指名競争入札参加資格審査申請書(様式第1号)の記載要領

この書類は、審査上特に重要なものですから、正確かつ詳細に漏れなく記載してください。書類に不備がある場合は、受け付けません。

(1) ①「申請者」については、法人は商号で、個人経営は商店名又は屋号で申請してください。

(2) ②「市と取引する支店等」については、本市と直接取引する支店等の名称等を記載してください。

①「申請者」が直接取引する場合は、②「市と取引する支店等」の記載は不要です。

原則として、市内業者を優先して指名します。

※①及び②について、申請者等が個人事業主であって、氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。

※「支店等」とは、支社、支店、営業所又は出張所をいいます。

※「市内業者」とは、法人にあっては、本店等主たる営業所又は市と取引する支店等の所在地が市内にある法人で、米子市役所市民税課に「法人設立（設置）届出書」を提出されている事業者とします。

また、個人にあっては、市内に本店等主たる営業所又は市と取引する支店等の所在地が市内にある事業者とします。

(3) 住所又は所在地は、都道府県から記載し、ビル名等も記載してください。

(4) 申請内容についての問合せ先として、<申請に係る問合せ先>には、申請手続のご担当者様について記載してください。

7 添付書類

(1) 物品・役務等入札参加資格申請書類一覧表(様式第2号)

「商号又は名称」については、指名競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）の「①申請者」に記載した商号又は名称を記載してください。

提出の際は、添付書類を確認の上、作成者チェック欄にチェックをしてください。

(2) 経営経歴書(様式第3号)

ア ①「営業年数」については、申請時までの営業年数を記載してください。

イ ②「売上額」については、申請時の直前の営業年度に係る決算における1年間の売上額を記載してください。

法人の場合は、損益計算書の売上高を記載してください。

個人の場合は、収支内訳書の売上（収入）金額又は青色申告決算書の売上（収入）金額（雑収入を含みます。）を記載してください。

ウ ③「従業員数」については、申請時における従業員の数を記載してください。

ア欄に本市と直接取引する本社又は支店等の人数を記載し、イ欄には、その本社又は支店等の人数を含めた全体の人数を記載してください。ア欄及びイ欄の両方に人数を記載してください。

なお、イ欄の人数には、臨時職員を含めないでください。

エ ④「資本金」については、商業登記簿に記載の資本金額を記載してください。個人の場合は、記載は不要です。

オ ⑤「特約代理店等」については、その事業所名を記載し、特約店・代理店の区分を○で囲んでください。

カ ⑥「主な納入先」については、申請時時点で記載してください。
なお、地方公共団体等公共団体の実績を優先してください。

(3) 取扱品目(様式第4号)

申請者は、次の入札参加の方法を確認の上、十分検討して申請してください。

- ア 取扱品目の参加希望順位の優先順に検討し、指名します。
- イ 1位希望の業者群から指名します。なお、業者数が不足する場合は、2位希望の業者群を加えて指名します。
- ウ 3位希望については、1位希望及び2位希望の業者でなお業者数を充足することができないような場合の参考とします。
- エ ただし、市長が特に必要と認めた場合は、分類の区分に関係なく指名することができるものとします。

(4) 使用印鑑届(様式第5号)

入札、見積り、契約の締結並びに代金の請求及び受領に関する使用印鑑届を提出してください。

※申請者等が個人事業主であって、氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。(使用印鑑欄の押印は必要です。)

(5) 委任状(様式第6号)

支店長又は営業所長を代理人として入札、見積り、契約の締結並びに代金の請求及び受領に関する権限を年間を通じて委任する場合は、委任状を提出してください。

なお、入札又は見積りに関し復代理人を選任する場合があるときは、その旨を記載してください。

※申請者等が個人事業主であって、氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。(受任者使用印鑑欄の押印は必要です。)

(6) 市税等同意書兼誓約書(様式第7号)

米子市の市税、保育料、市営住宅家賃その他市営住宅に係る納付金、下水道使用料、下水道特別使用分担金、下水道事業受益者負担金、淀江町公共下水道事業負担金、農業集落排水施設使用料、農業集落排水事業分担金、汚水処理場使用料、国民健康保険料、介護保険料及び後期高齢者医療保険料の納付の義務のある方は、これらの徴収金に滞納がないことの確認を行いますので、当該納付に係る情報を確認されることに同意する欄に、また、当該納付の義務のない方は、その旨を誓約する欄に「

レ」を記載してください。

当該徴収金に滞納があったときは、入札参加資格は付与されません。
※申請者等が個人事業主であって、氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。

(7)役員等調書兼照会承諾書(様式第8号) ※2部(1部は写しでも可)

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」といいます。）若しくは同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」といいます。）である場合又は暴力団員若しくは暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者が経営に関与している場合には、入札に参加することができません。

※申請者等が個人事業主であって、氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。

(8)特約店又は代理店証明書

指名競争入札に付する物件については、機種を指定する場合がありますので、経営経歴書（様式第3号）の⑤「特約代理店等」に記載されたものについては、特約店又は代理店であることの証明書又はその写しを添付してください。提出のない場合は、特約店又は代理店とみなしません。

(9)決算書の写し

申請時において、決算を終えている直近の決算書（貸借対照表及び損益計算書を含みます。）の写しを提出してください。

なお、個人にあっては、直近の所得税確定申告時における収支内訳書又は青色申告決算書の写しで結構です。

(10)商業登記簿の登記事項証明書

法人にあっては、商業登記簿の登記事項証明書で、申請日前3か月以内に発行されたもの又はその写しを提出してください。

(11)許可書・認可書等の写し

特に法律の規定により営業上の許可、認可等が必要な業種については、必ず当該許可、認可等に係る証書の写しを添付してください。

(12)消費税等納税証明書

消費税及び地方消費税について未納がない旨の納税証明書で、申請日前3か月以内に発行されたもの又はその写しを提出してください。

この証明書は、消費税及び地方消費税の納付について申告された税務署で発行されるほか、インターネットでe-Taxを使って発行することができます。

なお、納税証明書の様式としては、「その3」、「その3の2(個人用)」、「その3の3(法人用)」の3種類ありますので、そのいずれかを提出してください。

(13) **身分証明書(個人経営の方の場合のみ)**

個人にあっては、本籍地の市町村長(特別区の長を含みます。)が発行する身分証明書で、申請日前3か月以内に発行されたものを提出してください。

※この身分証明書は、当該個人が成年被後見人又は破産者でないことを証明するため本籍地の市町村で発行されるものを指し、一般的に言われる本人であることを証明する運転免許証、パスポート等を意味するものではありませんので、ご注意ください。

8 指名競争入札参加資格審査の結果

審査結果の通知は、後日、別途に行います。(令和5年3月下旬予定)

9 資格の有効期間について

資格の有効期間は、令和6年3月31日までです。

ただし、当該入札参加資格を付与された者が次の各号に掲げる事由に該当する場合には、当該各号に定める日とします。

- (1) 入札参加資格を付与された者が資格要件のいずれかに該当しなくなったとき。 市長が当該事実を確認した日の前日
- (2) 当該入札参加資格に係る事業を継続していないとき。 市長が当該事実を確認した日の前日
- (3) 令和6年度における入札参加資格が決定されないとき。 当該決定の日の前日

10 申請書の受付済書について

申請書を提出した記録用として受付済書を必要とされる場合は、受付済書に住所又は所在地及び商号又は名称を記載の上、申請時にその旨を申し出てください。受付時に総務部契約検査課で受付印を押して、お返しします。

なお、窓口受取ではなく、郵便による返送を希望される場合は、必ず返信用封筒を同封してください。